

南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会 (伊豆エリア) 規約

第1条 (名称)

本会の名称は「南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会（伊豆エリア）」（以下「検討会」という）とする。

第2条 (目的)

中部地方には、能登半島と同じような地形的特徴を有するリアス式海岸をはじめとする半島があり、このような半島では、南海トラフ地震が発生した場合には、令和6年能登半島地震による被害と同様な被害が想定される。

このため、中部地方の伊豆エリアにおいて、「南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会」を設置し、被災想定に基づき、関係機関と役割分担を定め、即地的・具体的な「総合啓開初動時オペレーションシナリオ」を作成するものである。

第3条 (検討会の位置づけ)

検討会は、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議における連携課題のうち「防災拠点をつなぐネットワーク形成と総合啓開のオペレーション計画の策定」の取り組みとして検討を行うものである。

第4条 (組織)

- 1) 検討会は別紙の会員をもって構成する。会員の代理出席を認める。
- 2) 会長は中部地方整備局総括防災調整官を置き、副会長として、静岡県交通基盤部理事兼危機管理部理事を置く。
- 3) 会長は検討会を総括する。また、副会長は会長を補佐するものとし、会長不在の場合は、副会長が職務を代理する。
- 4) 会議は、会長または副会長の出席かつ会員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 5) 会員を追加する場合は検討会の承諾を得るものとする。

第5条 (事務局)

検討会の事務局は中部地方整備局防災室に置く。

第6条 (規約の改定)

規約の変更は、検討会の承認をもって適用される。

第7条 (その他)

規約に定めのない事項については、事務局が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年7月4日をもって有効とする

別紙

南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会
(伊豆エリア) 会員

	所属	役職
会 長	中部地方整備局	総括防災調整官
副会長	静岡県危機管理部・交通基盤部	交通基盤部理事兼危機管理部理事（防災技術担当）
会 員	中部地方整備局 防災室	室長
会 員	中部地方整備局 河川部	水災害対策センター長
会 員	中部地方整備局 道路部	道路管理課長
会 員	中部地方整備局 港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長
会 員	中部地方整備局 沼津河川国道事務所	副所長（河川）
会 員	中部地方整備局 沼津河川国道事務所	副所長（道路）
会 員	中部地方整備局 清水港湾事務所	副所長
会 員	静岡県 危機管理部	危機対策課長
会 員	静岡県 経営管理部 賀茂地域局	副局長兼賀茂危機管理監
会 員	静岡県 経営管理部 東部地域局	副局長兼東部危機管理監
会 員	静岡県 交通基盤部	道路企画課長
会 員	静岡県 交通基盤部	道路保全課長
会 員	静岡県 交通基盤部	土木防災課長
会 員	静岡県 交通基盤部	港湾企画課長
会 員	静岡県 下田土木事務所	次長
会 員	静岡県 熱海土木事務所	次長
会 員	静岡県 沼津土木事務所	次長
会 員	沼津市	危機管理監
会 員	沼津市	まちづくり統括監
会 員	熱海市 市民生活部	危機管理監
会 員	三島市 企画戦略部	部長兼危機管理監
会 員	三島市 都市基盤部	部長
会 員	伊東市 危機管理部	部長
会 員	下田市 防災安全課	課長
会 員	下田市 建設課	課長
会 員	伊豆市	危機管理監
会 員	伊豆市 建設部	部長
会 員	伊豆の国市	危機管理監
会 員	伊豆の国市 都市整備部	部長
会 員	東伊豆町 防災課	課長

会 員	河津町 防災課	課長
会 員	河津町 建設課	課長
会 員	河津町 産業振興課	課長
会 員	南伊豆町 総務課防災室	室長
会 員	南伊豆町 地域整備課	課長
会 員	松崎町 総務課	総務課長兼防災監
会 員	松崎町 産業建設課	産業建設課長
会 員	西伊豆町 防災課	防災課長
会 員	西伊豆町 建設課	建設課長
会 員	函南町 総務部	部長
会 員	函南町 建設経済部	部長

事務局	中部地方整備局 防災室	計画係
-----	-------------	-----